四　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用協同組合若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用協同組合若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七　成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号及び第六条の三第七号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八　前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であって、子会社対象会社（法第四条の二第一項第二号から第五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務

5　法第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める会社は、前項に規定する会社とする。

6　法第四条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二　［略］

三　第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7　法第四条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第三項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二　［略］

三　第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

8　法第四条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二　［略］

三　第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

9　法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　第三項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二　前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三　第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

10　法第四条第二項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

［項を削る。］

［項を加える。］

6　［同上］

一　第五項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二　［同上］

三　第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7　［同上］

一　第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二　［同上］

三　第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

8　［同上］

一　第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二　［同上］

三　第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

9　法第四条の四第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社（法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法第四条の四第一項第八号に規定する持株会社とする。

10　法第四条の四第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

11　法第四条の四第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社（法第四条の四第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。